

# 特別養護老人ホーム大規模修繕費補助事業の手引き

## 1 特別養護老人ホーム大規模修繕費補助事業の目的

本補助事業は、補助金の交付により、老朽化した施設の維持継続と長寿命化を図るため、大規模な修繕を必要とする施設に対し、工事に要する経費の一部を助成するものです。

## 2 事業概要

本市において、令和8年度における補助協議対象事業者を選定します。大規模修繕費補助を希望する場合は、下表のほか、本手引きを熟読の上、事業計画の提出をお願いします。

なお、事業計画を提出したのち、補助協議対象事業者に選定された場合であっても、補助事業の実施を確約するものではありませんので、ご了承ください。

補助金要綱	川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金交付要綱
対象施設	定員30人以上の特別養護老人ホーム
整備内容	既存施設について、次に掲げる工事で、補助対象経費の <u>見積総額が1,000万円以上</u> （*）となる修繕をすること。 ア 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事及び外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 イ 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事 ウ ア及びイ以外の大規模な修繕で特に必要と認める工事 <u>*ア・イ・ウ それぞれ又はその合計が1,000万以上となるもの</u>
補助対象外経費	・既に実施している事業に係る費用 ・現に当該事業の経費の一部又は全部について、他の補助金の交付を受けている事業に係る費用 ・土地の取得又は整地に要する費用 ・既存建物の取得に要する費用 ・職員の宿舍、車庫又は倉庫の整備に要する費用 ・その他補助事業に係る施設整備に要する費用として適当と認められない費用（*）

<p>*補助事業に係る施設整備に要する費用として適当と認められない費用の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模様替えのための工事</li> <li>・諸室の配置替えのための工事</li> <li>・通常の施設管理で対応すべき修繕 (クロスの貼り替え、電球の交換等)</li> <li>・施設の機能向上に係る工事 (照明のLED化、太陽光発電パネルの新設等)</li> <li>・耐震工事</li> <li>・設計費、事前調査費</li> <li>・監理委託費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・その他、補助対象にそぐわない費用等</li> </ul>
<p>補助金の交付額</p>	<p>(a) 対象経費の実支出額</p> <p>(b) 総事業費－寄附金等</p> <p>(c) (a)と(b)の額の少ない方の額×1/2</p> <p>補助金の交付額は、(c)と基準額とを比較して少ない方の額</p>
<p>基準額</p>	<p>定員1人あたり、<u>1,090,000円</u></p>
<p>整備予定年度</p>	<p>令和9年3月末までに整備を完了し、実績報告を行うこと</p>

※ 補助内容や金額（上限額）については、現時点の内容であり、今後変更されることもあります。また、補助金については、予算の範囲内で補助するため、市の財政状況により、交付されない場合があります。

※ 補助金の交付を受けて整備を行う場合、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取扱いに準ずる必要があります。

※ 補助金の交付を受けて整備をした場合であって、別事業への転用等を行う場合は、原則として補助金の返還が必要となります。

※ 併設施設がある場合、補助対象となるのは、上表の対象施設に掲げる施設部分のみとなります。そのため、併設する対象外の施設と一体的に施工する場合、補助金の額は対象施設の面積から按分された経費で算定してください。

※ 補助対象工事と対象外工事を同時に行う場合、補助金の額は、補助対象工事に係る経費を明確に区別し算定してください。なお、両方の工事にかかる共通の費用（例：仮設費、諸経費）が生じる場合、その補助金の額は、当該費用をそれぞれの工事費で按分した経費で算定してください。

### 3 申請要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 既に川越市内で特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人であること。
- 開設した日（指定年月日）を起算日として、応募開始日時点で **10年以上**経過した施設であること。
- 既に大規模修繕に係る他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して、応募開始日時点で10年以上経過していること。
- 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。
- 介護保険法第86条第2項各号の規定に該当しないこと。
- 確実な事業実施と運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識・経験を有すること。
- 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しないものであること。
- 川越市から指名停止措置を受けていない法人であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の法人でないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人でないこと。
- 建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たす計画であること。
- 市税等（消費税及び地方消費税を含む。）を滞納していない法人であること。
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている法人でないこと。
- 過去5年以内に、介護サービス事業所等の整備・運営等について重大な法令違反等がない、若しくは選定取消を受けていない、または法人の運営において重大な法令違反等がない法人であること。
- 土地・建物については、本事業計画以外の目的による抵当権や、事業所存続の支障となり得るような権利設定がないこと。なお、抵当権等の権利設定がある場合、事業開始までにその権利の抹消が確実であること。
- 本補助金を活用する工事にかかる費用のうち、本補助金以外の自己資金の目途が立っていること。
- 工事中の利用者に対する処遇、安全確保等の施設運営の方法について具体的な計画が立てられていること。
- 令和9年3月末までに工事が完了し、実績報告を行うこと。

## 4 書類提出について

### (1) 書類の提出期間

事業申請を希望する法人は、下記のとおり書類を提出してください。

提出期間	提出窓口
令和8年6月1日（月）～6月19日（金） 8時45分から16時30分まで（時間厳守） ※予め電話で予約の上、ご来庁ください。 ※郵送、FAX、電子メールによる書類の提出は受け付けません。	川越市 介護保険課 施設事業者担当 川越市元町一丁目3番地1 電話 049-224-6404

### (2) 提出部数

**正本1部、副本1部の合計2部**

※副本は、正本をコピーしたもので可

### (3) 提出書類

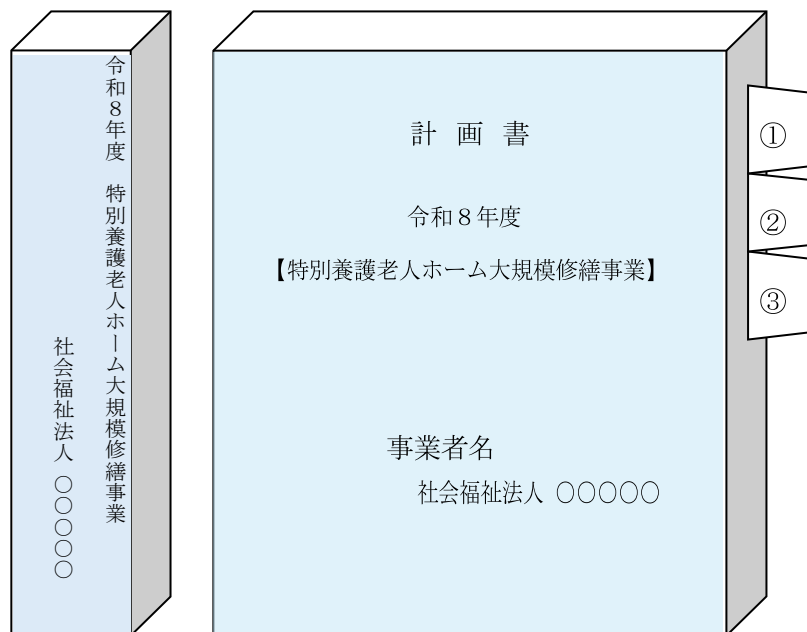
「**提出書類一覧**」をご確認ください。なお、必要に応じて提出書類一覧に掲げる書類以外の書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 作成上の注意

- 書類は原則としてA4サイズで作成し、フラットファイルに綴じてください。
- 提出書類一覧の「案内図」、「建物の配置図・各階平面図」等については、A3版での提出も可とします。
- 提出書類一覧の番号に従って、順番にA4フラットファイルに、書類を綴ってください。
- 各書類の間に仕切りとして白紙を挟み、【提出書類一覧】の番号を記入したインデックスを付けてください。

【提出書類の綴じ方の参考例】

A4サイズフラットファイル



※ 【修繕概要】については、工事ごとに作成してください。

※ 【修繕箇所の写真】は、工事ごとに別の用紙で作成してください。

## 5 スケジュール（募集から選定までの流れ）

時 期	内 容
6月1日（月） ～ 6月19日 （金）	・ 応募の受付期間 （6月19日16時30分まで）
6月22日（月） ～ 7月3日 （金）	・ 書類の審査期間 （添付書類の追加提出、提出書類の差し替え）
7月中旬（予定）	・ 選考期間
7月下旬（予定）	・ 選定結果通知の発送

## 6 応募にあたっての留意事項

- 本募集に応募するために要する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- 市に提出された書類については、返却いたしません。
- 書類の提出以降、事業者の都合による提出書類の変更は、原則、認められません。これは、選定結果通知以降も同様です。
- 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届を提出してください。
- 次の①又は②に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
  - ①提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
  - ②重大な事項（工事内容等）の変更があった場合
- 選定結果通知以降であっても、事業計画に重大な不備等があることが判明した場合は、補助協議を取りやめることがあります。
- 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、景観法、消防法及びその他関係法令を遵守するとともに、これらを所管する**関係機関と十分な協議を行ってください。**
- 法人の代表者印の押印が必要な箇所については、代表者の署名により代替することができることとします。
- 原本を保管する必要がある書類等は、写しで構いませんが、その際は、原本証明をしてください。

### 【原本証明の例】

原本と相違ないことを証明します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 社会福祉法人 〇〇〇 理 事 長 〇〇〇〇 印
---

## 7 事業者の選定について

### (1) 選定方法

- 提出書類により、選定基準に基づき、総合的な審査を行います。
- 審査については、対象施設と各工事について行います。（施設として複数の工事に関する計画書を提出した場合であっても、一部の工事について補助対象外となることがあります。）

### (2) 選定結果の通知

- 選定結果については、令和8年7月下旬頃（予定）に各応募事業者へ文書により通知します。電話等による問い合わせにはお答えしません。

### (3) その他

- 選定されなかったことによる一切の損害・損失等については、川越市が責任を負うものではありません。
- 選定後において、選定事業者が辞退した場合又は提出書類の重大な不備や虚偽の記載などにより選定が無効となった場合には、他の応募事業者を繰り上げて決定することがあります。
- 応募がなかった場合、選考の結果、各基準等に満たないなどの理由により選定事業者が決定しなかった場合、及び選定事業者がやむを得ない事情により事業を中止した場合等には、再募集を行うことがあります。

## 8 問い合わせ先

令和8年5月29日（金）16時30分まで、本手引きに関してメールによる質問を受け付けます。（電話、口頭等による照会をご遠慮ください。）

問い合わせの際は、タイトルを「特養大規模修繕 質問票」として、下記のE-mailアドレスに『質問票』を送信してください。後日、介護保険課から原則、メールにて回答します。

なお、原則、いただいた質問及びその回答につきましては、個人情報や計画の詳細に関する情報等を除き、Q&Aとしてホームページ上で公開する予定ですので、あらかじめご承知おきください。

川越市元町1丁目3番地1  
川越市福祉部介護保険課 施設事業者担当  
電話：049-224-6404（直通）  
E-mail：[kaigohoken☆city.kawagoe.lg.jp](mailto:kaigohoken☆city.kawagoe.lg.jp)  
※送信の際は☆を@に読み替えること

